令和６年　能登半島地震
石川県能登町への職員派遣
【報告書】

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」で多くの被害を受けている姉妹都市・石川県能登町へ令和6年5月13日から令和7年3月21日までの間、土木職員及び建築職員を派遣しました。
このたび、令和6年度の派遣終了が終了したことから、被災地で支援してきた職員からの活動報告を紹介します。

派遣先	石川県能登町役場（建設水道課）
業務内容	・被災状況の詳細調査、災害査定の資料作成、災害査定受験等 ・応急仮設住宅入居に関する業務、住宅の応急修理制度に関する業務、既設公営住宅普及事業に関する業務、被災宅地普及支援事業に関する業務等
派遣期間	令和6年5月13日から令和7年3月21日まで ※上記の期間内で概ね1か月ごとに交代で派遣
派遣職員	土木技師、建築技師1人ずつ派遣 【土木技師】まちづくり推進部、土木部、上下水水道局から派遣 【建築技師】まちづくり推進部、教育総務部、総務部から派遣 ※詳細については、下表のとおり。

班	派遣期間	土木技師		建築技師	
		所属	職名	所属	職名
第1班	令和6年 5月13日～6月28日	水道工務課	主任主査	学校施設課	課長補佐
第2班	6月27日～7月30日	道路建設課	技師	建築住宅課	課長
第3班	7月29日～8月30日	都市計画課	技師	財産活用課	主任主査
第4班	8月29日～9月27日	下水道建設課	主任技師	学校施設課	主査
第5班	9月26日～10月30日	道路管理課	技師	建築住宅課	技師
第6班	10月29日～11月26日	河川課	技師	学校施設課	主査
第7班	11月25日～12月26日	水道工務課	主任技師	建築住宅課	技師
第8班	12月25日～ 令和7年1月30日	まちづくり推進課	技師	財産活用課	主任技師
第9班	1月29日～2月27日	道路管理課	主任技師	財産活用課	室長
第10班	2月26日～3月21日	下水道建設課	主任主査	建築住宅課	技師

◇「土木職員」の報告・・・・・P2～P4
◇「建築職員」の報告・・・・・P5～P7
◇ 現地の状況等（写真）・・P8～P11

能登町派遣報告書 【土木職員】

流山市から派遣された職員（土木職員）は、主に災害査定業務に従事しました。具体的な業務内容は以下のとおりです。

1. 業務内容

石川県能登町建設水道課に所属し災害対応業務の支援を行いました。災害査定業務として、被災状況の詳細な調査、災害査定資料の作成及び災害査定受検を実施しました。

（1）被災状況の詳細調査

事前に実施した簡易調査結果を基に被災状況を詳細に調査し、各路線ごとに被災範囲の設定、被災状況の測量、復旧方法の確認・決定、写真撮影で記録を行い、災害査定の資料作成に必要な情報を収集しました。

（2）災害査定の資料作成

詳細な調査結果を基に CAD ソフトを使用した作図や写真などから災害査定資料を作成し、申請する災害復旧事業費の根拠となる積算数量の算定を行いました。

（3）災害査定受検

作成した災害査定資料をもとに査定官へ概況説明、災害復旧事業費の申請を行い、災害査定を受検しました。

（4）工事・測量設計業務委託の発注支援等

前述の（3）のとおりで作成した資料には、被災構造物の種類や被災内容、補修方法、数量及び金額などを含める必要があり、土木構造物に関する知識や図面作成、数量計算書の作成及び設計書の確認が求められました。

その後、令和7年1月からは、業務が事務班と現地調査班に分かれ、流山市は事務班に配置され、主に工事や測量設計業務の委託発注を担当しました。

2. 派遣職員としての経験

今回の能登町派遣では、建設水道課に所属し災害対応業務の支援を行いました。1か月交代の派遣であることや災害査定に関する経験が少ないことから、引継書を使って事前予習を行うとともに、現地で実務の引継ぎや過去資料の確認をし、効率的な業務遂行を心掛けました。

最初は被災状況調査の補助や軽微な資料作成など簡易的な作業から担当し、業務を進める中で徐々に知識を習得し、能登町の職員や他の県市の派遣職員との連携を深め、災害復旧に向けた協力体制を築くことができました。

3. 流山市が災害時に生かすべき点

能登町での派遣を通じて、流山市が今後の災害対応等に活用できると思われるポイントがいくつかありましたが、以下は、特に注目すべき点となります。

(1)道路パトロールと現況写真の撮影

災害査定においては、破損が災害によるものかどうかが審査の対象となります。このため、流山市においても道路パトロールを実施する際に、現況の道路状況を写真として保存し、文書化することが有効です。これにより、災害時にスムーズに査定を行えるようになります。

(2)応援派遣職員と能登町職員の協力体制

他市町村では、災害業務を応援派遣職員に全て委託している場合もありますが、能登町では、地元職員と応援派遣職員が協力し合いながら業務に取り組んでいます。この姿勢は非常に重要であり、流山市も災害時には応援職員との協力を円滑にしていく体制が求められます。

(3)より効果的な復旧計画の策定

災害が発生した場合、現況復旧が原則ですが、災害防止のための改良復旧を行うことが重要です。能登町では現況復旧を基本方針として進めていますが、流山市も災害復旧においてこの視点を持つことが求められます。

(4)災害査定における準備

災害査定の際には、資料や機材等の準備が重要です。能登町では、デスクトップモニターやタブレット等を活用し、データの拡大で査定官に確認してもらうなど、資料が分かりやすいと好評を得ていました。流山市においても、デジタルツールを更に整備していくことで、業務等の効率化が図られます。

(5)盛土箇所の把握と災害リスク管理

能登町では地震により、盛土を行った箇所で大きな被害が発生しました。流山市内でも大規模な地震が発生した場合、盛土箇所が崩壊や土砂の流出など大きな被害を受ける可能性があるため、事前に盛土箇所を把握し、発災時の迅速な対応ができるようにしておくことが重要です。

4. 総括

能登町派遣を通じて、災害査定業務の即応性や、災害時における職員間の連携の重要性が改めて認識されました。特に地震によって寸断・損壊した道路やライフラインの状況の把握、避難路の安全確保、通行規制箇所の調査など、応急対応に向けた関係機関等との連携調整が必要となります。

高齢化が進む地域では、避難所のバリアフリー対応や動線確保など被災者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な対応も求められ、現場での調整力と支援体制づくりが重要です。

今回の派遣経験を踏まえ、流山市が災害時により迅速かつ効果的に対応できるよう、道路パトロールの実施や災害査定に向けた準備を強化することが求められます。派遣で得た知見や課題意識を今後の業務に生かし、流山市の災害対応能力を向上させていくことが重要です。

能登町派遣報告書 【建築職員】

流山市から派遣された職員（建築職員）は、主に建築関連の復旧業務に従事しました。具体的な業務内容は以下のとおりです。

1. 業務内容

（1）応急仮設住宅入居に関する業務

仮設住宅の被災者の入居手続業務に従事しました。特に、仮設住宅の入居者への案内及び必要書類の整備を行い、迅速な対応を心掛けました。

（2）住宅の応急修理制度に関する業務

応急修理の申請受付とその手続を補佐しました。被災住宅の調査を行い、修理が必要な住戸に対して業者と連携して修繕計画を策定し、実施しました。申請手続きの進行状況を随時確認し、住民からの問い合わせにも対応しました。

（3）既設公営住宅復旧事業に関する業務

既設公営住宅の復旧に関して、被害状況の確認、修繕計画の立案、業者選定、及び進行管理を補佐しました。修繕が必要な住戸に対して、ヒアリングを行い、修繕設計書の作成を担当しました。

（4）被災宅地復旧支援事業に関する業務

被災した宅地の復旧支援を行うため、補助金交付要綱の作成、補助金申請の受付や申請書類の確認及び住民からの相談対応を行いました。宅地復旧支援事業が新規事業であったため、補助対象工事の要件や補助率など事業スキームの確立を補佐しました。

（5）被災住宅耐震化支援事業に関する業務

被災した住宅の復旧支援を行うため、補助金交付要綱の作成、補助金申請の受付や必要書類の確認及び住民からの相談対応を行いました。既存の耐震化補助事業の派生事業であったため、既存事業との整合を図りながら事業スキームを検討しました。

2. 派遣職員としての経験

今回の能登町派遣では、建設水道課に配属され、当初は「既設公営住宅復旧事業」の補佐として従事していましたが、「被災宅地復旧支援事業」及び「被災住宅耐震化支援事業」が開始して以降は、当該事業の中心的な役割を果たしました。初めての災

害復旧業務であり、最初は応急修理の手続や申請対応といった簡易的な業務から始めました。現地での業務を通じて、実務経験を積み、知識を深めました。

(1)住宅部門での経験

能登町では、震災から半年以上経過しても住宅部門に関する業務量が多く、特に窓口対応が非常に多かったことが印象的でした。住宅は生活基盤を支える重要な要素であり、災害復旧の際には住宅部門への人的・物的リソースの確保が重要であると感じました。特に、仮設住宅の管理・運営、住宅の応急修理、被災宅地復旧支援等、広範な業務がある中で効率的に対応するための体制強化が求められると感じました。

また、公営住宅の復旧については、国庫補助金対象となるため、国・県との連携、近隣自治体との情報共有を図りながら業務を進めていくことも重要と感じました。

(2)耐震化事業の対応

耐震化事業は、能登町でも実施されていたものの、これまでの実績が少なかったため、流山市の職員が初期段階で事業スキーム作成を補佐しましたが、今後はより地域の特性を反映した事業運用が必要だと感じました。

3. 流山市が災害時に生かすべき点

能登町での派遣を通じて、流山市が今後の災害対応等に活用できると思われポイントがいくつかありましたが、以下は、特に注目すべき点となります。

(1) 住宅部門の人的配置

能登町では、住宅部門の業務が非常に多岐に渡り、特に窓口対応に多くの時間を割いていました。流山市も、災害復旧時には住宅部門への人員配置を強化し、長期的な復旧体制に備える必要があると感じました。

(2) 仮設住宅の早期手配と入居案内

仮設住宅の整備に関して、能登町では迅速に入居案内や管理が行われました。流山市も災害発生後の初期段階で、仮設住宅の手配を早急に行い、入居者への適切な案内を行う体制を整備する必要があります。

(3) 被災住宅の耐震化支援

耐震化事業は、既存の補助金制度に基づいて行われましたが、流山市でも同様の事業を展開しているため、今後の運用においても、地域の特性に応じた柔軟な対応が求められます。

（4）住宅関係業務のスムーズな情報共有

能登町では、行政職員間で情報共有をスムーズに行うため、全庁的にデジタルツールが導入されていました。流山市でも、災害復旧に向けて、職員間で情報を迅速に共有できる仕組みを整えることが重要です。

（5）液状化発生地における補助対象の確認方法

被災宅地等復旧支援事業では、液状化が発生した土地に対する地盤改良工事への補助が行われます。ただし、申請宅地で液状化が発生したことを確認する必要があります。確認方法として、現場の噴砂の状況を示す写真が考えられますが、被災当時の写真が用意できない場合も多くあります。その場合、申請宅地周辺での液状化状況を示す写真や地盤調査結果をもって補助対象とする方法を検討する必要があります。

（6）補助金ガイドブックの作成と更新体制の重要性

災害に関する補助が大幅に増えるため、最新の補助金ガイドブックを手元に置き、準備しておくと、窓口や電話で突然の問い合わせがあっても迅速に対応できるようになります。そのため、ガイドブックを早急に作成、適宜更新した内容を共有する体制を整えることが重要です。

4. 総括

能登町での派遣業務を通じて、災害復旧における住宅部門の重要性や、効率的な業務運営の必要性を実感しました。

能登町における被災宅地復旧支援事業や被災住宅耐震化支援事業では、耐震診断士の確保や、被災宅地復旧に関する証明基準の整理、住民への案内、町内（外）工事業者の確保といった課題があり、診断士の不足（能登町では、石川県建築事務所協会を介しての派遣となるが、令和7年1月時点では診断士の不足により診断士の決定まで3か月以上掛かっている状況）が進捗に影響を与えており、診断士と業者の確保を優先的に進めることが必要であると感じられました。

流山市でも、災害復旧時に備えて、住宅部門の体制強化、仮設住宅の早期手配、耐震化支援の充実を図ることが求められます。また、地域特性を考慮した支援策が重要であり、本市においても災害時における迅速かつ効率的な対応を目指し、情報共有や事業スキームの見直しを進め、より円滑な復旧活動を行えるよう努めていく必要があります。

現地の状況等

路面崩壊があった現場（能登町）

路面クラックの現場（能登町）

津波の被害を受けた球場（能登町）

液状化の被害を受けた現場（能登町）

法面崩壊の現場（能登町）

崩壊したトンネルの現場（能登町）

災害査定業務（路面災）

- 被災状況の事前調査
- 災害査定の範囲設定、各被災状況の測定、現場写真撮影（写真1）
- 災害査定受検（写真2）
- 災害査定の資料作成（写真3）

写真１

写真２

写真３

【町営住宅の被害状況写真】

カーポート全壊

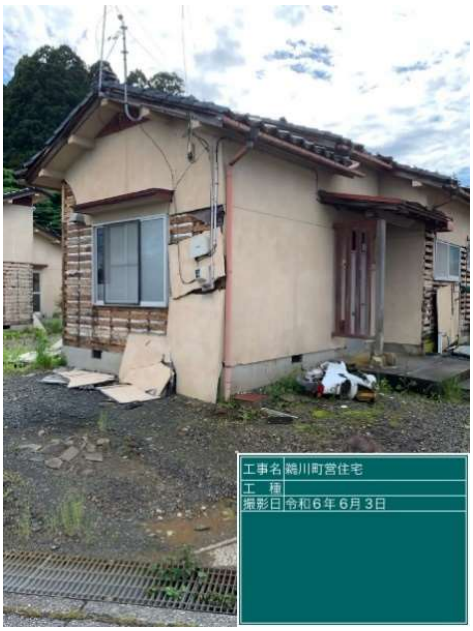

外壁脱落

住宅の傾き

外構沈下

屋根瓦の状況

棟瓦のズレ

天井脱落

町営住宅被害写真（壁の脱落）

液状化した地域